

船舶事故調査報告書

平成29年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月4日 13時30分ごろ
発生場所	滋賀県 ^{おひはちまん} 近江八幡市 ^{まき} 牧水泳場沖（琵琶湖南東部） 佐波江 ^{さばえ} 四等三角点から真方位079°1,070m付近 （概位 北緯35°08.8′ 東経136°01.8′）
事故の概要	プレジャーボート ^{エクセル} EXCELは、係留中、また、水上オートバイ ^{エスイー} 310SEは、東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年7月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート EXCEL、3.3トン 235-48102 滋賀、個人所有 B 水上オートバイ 310SE、0.1トン 253-33913 滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	B 船長B、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	A 右舷中央部に割損 B 船首部に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南南西、風力 3、視界 不良 水象：波高 約0.5～1.0m
事故の経過	A船は、船首を南方に向けて無人で係留ブイに係留中であつた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人1人を乗せ、牧水泳場沖で遊走していたところ、雷が鳴り、波が高くなってきたので、係留場所へ戻り、船長Bが、A船の近くのブイに接近する目的で、船首方から高波を受ける態勢で約10km/hの対地速力で東進中、B船の船首部がA船の右舷中央部に衝突した。 船長Bは、A船に接近した際、落水しないよう、ハンドルを持つことで精一杯であつた。
分析	B船は、係留ブイに接近する際、船長Bが、船首方から波高約0.5～1.0mの波を受ける態勢であつたことから、適切な操船を行えず、付近の係留ブイに係留していたA船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、B船が、係留ブイに接近する際、船長Bが、船首方から波高約0.5～1.0mの波を受ける態勢であつたため、適切な操船を行えず、付近の係留ブイに係留していたA船に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 荒天が予想される場合は、出港を取りやめる、又は早めに帰港すること。
--	---